

2. 京都手形交換所規則施行細則

第1章 総則

第1条（目的）

この細則は、京都手形交換所規則（以下「規則」という。）の運営上必要な事項を定める。

第2章 参加銀行

第1節 参加および脱退

第2条（社員銀行の参加、脱退）

交換所は、規則第5条第1項に規定する社員銀行の参加または脱退があったときは、これをただちに参加銀行に通知するものとする。

第2条の2（委託社員銀行の参加手続等）

- 規則第5条第5項に規定する手続は、つぎによる。
 - 社員銀行が、委託社員銀行として交換所の事業に参加しようとする場合には、受託社員銀行との連署による申込書を提出して交換所の承認を得なければならない。
 - 委託社員銀行は、受託社員銀行を変更しようとする場合には、新旧受託社員銀行との連署による受託社員銀行変更の申込書を提出して交換所の承認を得なければならない。
 - 委託社員銀行は、代理交換を取りやめる場合には、受託社員銀行との連署による申込書を提出して交換所の承認を得なければならない。
 - 委託社員銀行が他の金融機関と合併して新銀行を設立した場合には、当該新銀行は、委託社員銀行の地位を承継することができる。この場合、新銀行は、1週間以内にその旨を書面により交換所に届出するものとする。
 - 前4号の場合、交換所は、委託社員銀行名簿にその旨を登録し、これをただちに参加銀行に通知するものとする。
- 委託社員銀行については、規則第11条【代理交換委託金融機関の参加】で規定する「代理交換委託金融機関」にかかる第50条から第54条までの規定を準用する。

第3条（準社員銀行の参加申込基準）

規則第6条第1項の規定により参加の申込書を提出できるものは、日本銀行京都支店と当座勘定取引契約を結びかつ1日の平均交換枚数が2百枚以上と見込まれるものとする。ただし、特別な事情があるときはこのかぎりでない。

第4条（準社員名簿への登録）

交換所は、規則第6条【準社員銀行の参加】に規定する準社員銀行の参加があったときは、申込書に記載された事項を準社員名簿に登録し、これをただち参加銀行に通知するものとする。

第5条（準社員名簿の変更）

- 準社員銀行は、準社員名簿に登録した事項に変更が生じたときは、1週間以内に書面により交換所に届出するものとする。
- 交換所は、前項の届出を受けたときは、準社員名簿に変更の登録をするものとする。

第6条（準社員名簿の抹消）

交換所は、規則第7条に規定する準社員銀行の脱退があったときは、準社員名簿から抹消し、これをただちに参加銀行に通知するものとする。

第7条（準社員銀行の地位承継の届出）

1. 規則第8条の規定により新金融機関が準社員銀行の地位を承継する場合には、1週間以内に、その旨を書面により交換所に届出するものとする。
2. 交換所は、前項の届出を受けたときは、準社員名簿に変更の登録をし、これをただちに参加銀行に通知するものとする。

第8条（代理交換委託金融機関の参加申込基準）

規則第11条第1項の規定により参加の申込書を提出できるものは、参加申込の日の前月から過去1年間にわたり、各月末の預金総額が6億円以上あるものとする。ただし、規則第11条第1項ただし書きの規定に該当する場合はこのかぎりでない。

第9条（代理交換委託金融機関名簿への登録）

交換所は、規則第11条に規定する委託金融機関の参加があったときは、申込書に記載された事項を代理交換委託金融機関名簿に登録し、これをただちに参加銀行に通知するものとする。

第10条（代理交換委託金融機関の準用規定）

第5条【準社員名簿の変更】、第6条【準社員名簿の抹消】および第7条【準社員銀行の地位承継の届出】の規定は、委託金融機関についてこれを準用する。この場合において、同条中「準社員名簿」とあるのは、「代理交換委託金融機関名簿」と読替える。

第11条（代理交換受託銀行の変更）

交換所は、規則第14条に規定する代理交換の受託銀行の変更があったときは、これをただちに参加銀行に通知するものとする。

第2節 加入金および経費分担金

第12条（加入金の計算基準）

1. 規則第17条に規定する加入金は、つぎの基準により計算する。
 - (1) 準社員銀行
 - A 資本金、資本剰余金および利益剰余金の合計額が10億円以下の場合 75万円
 - B 資本金、資本剰余金および利益剰余金の合計額が10億円を超える場合には、その超える部分について1億円ごとに3万円を前号の金額に加える。ただし、5千万円未満は切り捨て、5千万円以上は1億円とみなす。
 - (2) 委託金融機関 65万円
2. 前項の加入金には、消費税を加算する。

第13条（加入金の納付時期）

規則第17条に規定する加入金は、参加承認の通知を受けた日から1週間以内に納付するものとする。

第14条（経費分担金の計算基準）

1. 規則第18条第1項に規定する経費分担金は、つぎの基準により計算する。
 - (1) 準社員銀行
 - A 協会の経費予算額の半額を前年の交換高により按分した金額と定款に定める経費分担金基準により社員銀行が負担する均等割額の半額との合計額
 - B 前記で計算した経費分担金には、消費税を含むものとする。
 - (2) 委託金融機関
委託金融機関の経費分担金は、下表の金額に消費税を加算したものとする。

前年の支払交換高が10億円未満の場合	130,000円
” 10億円以上30億円未満の場合	150,000円
” 30億円以上50億円未満の場合	180,000円
” 50億円以上100億円未満の場合	200,000円

前年の支払交換高が 100 億円以上 200 億円未満の場合	240,000 円
〃 200 億円以上 400 億円未満の場合	300,000 円
〃 400 億円以上 600 億円未満の場合	360,000 円
〃 600 億円以上 800 億円未満の場合	440,000 円
〃 800 億円以上 1,000 億円未満の場合	520,000 円
〃 1,000 億円以上 1,500 億円未満の場合	610,000 円
〃 1,500 億円以上 2,000 億円未満の場合	690,000 円
〃 2,000 億円以上 3,000 億円未満の場合	790,000 円
〃 3,000 億円以上 4,000 億円未満の場合	890,000 円
〃 4,000 億円以上 5,000 億円未満の場合	990,000 円
〃 5,000 億円以上 7,500 億円未満の場合	1,050,000 円
〃 7,500 億円以上 1 兆円未満の場合	1,080,000 円
〃 1 兆円以上の場合	1,100,000 円

2. 前項にかかわらず、新たに参加した年度の経費分担金は、当該年度の参加月数に応じて月割計算した金額とする。この場合において、前年の交換高（委託金融機関においては前年の支払交換高）は、参加後 3 月間の実績を 4 倍したものとする。
3. 第 1 項にかかわらず、新たに参加した年度の翌年度の経費分担金は、参加した年の実績をその年末までの参加月数で除し、これに 12 を乗じたもの（参加した月が当該参加年度の 10 月から翌 3 月までの場合には、参加後 3 月間の実績を 4 倍したもの）をもって前年の実績とみなして計算する。
4. 第 1 項にかかわらず、新たに参加した年度（参加した月が 1 月から 3 月までの場合に限る。）の翌々年度の経費分担金は、参加した年の実績をその年末までの参加月数で除し、これに 12 を乗じたものをもって前年の実績とみなして計算する。

第 14 条の 2（合併等があった場合の経費分担金の計算基準）

1. 準社員銀行または委託金融機関に合併等があった場合の経費分担金の計算基準については、別途定める基準によるものとする。
2. 前項の基準によれない場合には、別途理事会の承認を得た計算基準によるものとする。

第 15 条（経費分担金の納付時期等）

1. 規則第 18 条【経費分担金の納付等】第 1 項に規定する経費分担金は、交換所の請求によって、つぎの時期までに納付するものとする。
 - (1) 準社員銀行 毎年、4 月 30 日および 10 月 31 日までに各々その半額
 - (2) 委託金融機関 毎年、5 月 31 日までにその全額
2. 前項にかかわらず、第 14 条【経費分担金の計算基準】第 2 項または同第 3 項により計算した経費分担金については、その金融機関が参加した日から 5 月以内とすることができる。
3. 第 1 項にかかわらず、当該年度の途中で脱退する場合には、当該年度の参加期間にかかわらず、当該年度の経費分担金の全額を、原則として脱退日までに納付するものとする。

第 3 節 保証金

第 16 条（保証金の差入基準）

1. 規則第 20 条に規定する保証金の金額は、つぎの基準によるものとする。
 - (1) 社員銀行（委託社員銀行を除く。）および準社員銀行 2 百万円
 - (2) 委託社員銀行および委託金融機関 1 百万円
2. 交換所が受入れた保証金には利息を付さないものとする。

第 17 条（保証金に対し請求できるもの）

規則第 21 条第 1 項の規定により相手銀行が保証金に対して請求できるものは、不渡または混入手形の代り金として当該金融機関が振出した自己宛小切手等とする。

第3章 手形交換

第1節 総則

第18条（手形、小切手等の用紙の規格、様式の統一）

加盟銀行において調製する手形、小切手その他交換に付す証券の用紙の規格、様式等は、理事会において定めある場合には、その定めるところによるものとする。

第19条（金融機関共同コードの印字）

1. 加盟銀行は、自行において調製する手形、小切手の用紙には、原則としてMICR方式により金融機関共同コード（統一手形交換所番号および統一金融機関番号）を印字するものとする。ただし、為替手形および送金小切手の用紙についてはこのかぎりでない。
2. MICR方式による印字については、理事会において定めるところによるものとする。

第20条（入金証明）

加盟銀行は、裏書不備の記名式または指図式の小切手で、名宛人口座に入金されたものを交換に付すときは、当該小切手の裏面につきの例示に従ってその証明を行なうものとする。ただし、日本銀行京都支店が支払うものについては、日本銀行が定めるところによる。

(例示)

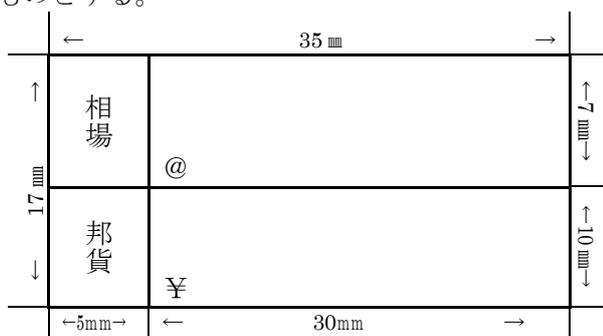
この小切手は名宛人口座に入金されたものであることを証明します。

平成 年 月 日

銀行 支店 押切印

第21条（外貨表示小切手への邦貨換算額の表示）

加盟銀行は、外貨表示の小切手を交換に付す場合は、つぎの様式により邦貨換算額を小切手の表面右側余白に表示するものとする。



第22条（外国為替関係領収証等の支払銀行名、交換請求金額の明示）

加盟銀行は、外国語表示の外国為替関係領収証等を交換に付す場合には、当該領収証等に記載されている支払銀行名を朱枠等により明示するものとする。また当該領収証等のうち記載金額が複数のものについては、交換請求金額についても同様に明示するものとする。

第23条（不渡手形の再交換禁止）

いったん交換に付して不渡返還された手形は、再交換に付すことはできない。ただし、あらかじめ支払銀行の承諾を得たものまたは「案内未着」「形式不備」等再度の持出しを予期できる返還事由のものについてはこのかぎりでない。

第24条（交換参加店の届出）

1. 加盟銀行は、規則第 23 条の規定によりこの交換に参加する店舗（以下「交換参加店」という。）について、つぎの事項をあらかじめ交換所に届出するものとする。その届出事項に変更を生じたときも同様とする。
 - (1) 名 称
 - (2) 店 番 号
 - (3) 所在地および郵便番号
 - (4) 電 話 番 号
 - (5) 参加年月日
2. 交換所は、前項の届出をうけたときは、これを参加銀行に通知するものとする。

第 25 条（交換母店、不渡受入母店の届出）

1. 前条の規定は、交換母店、不渡受入母店の届出についてこれを準用する。
2. 加盟銀行は、不渡受入母店を交換母店と別に定めた場合において、交換母店が不渡手形および混入手形の受入れの事務を行わないときは、その旨をあわせて届出するものとする。
3. 加盟銀行は、事務所を交換母店として定めたときは、これを所轄する店舗（交換参加店）をあわせて届出するものとする。

第 26 条（交換印の規格、様式等）

1. 規則第 25 条に規定する交換印は、つぎによるものとする。
 - (1) 表示事項
銀行名、交換日、「交換」の文言とする。なお、上記のほか持出店名等を適宜挿入してよい。
 - (2) 規 格
縦 30 mm、横 35 mm以内とする。ただし、事務機械（ソーター・リーダー、プルーフ・マシン等）による場合はこのかぎりでない。
 - (3) 色 彩
事務機械による場合には、赤色以外の色とする。
2. 交換印は、小切手および諸証券は裏面左側上部に、手形等領収欄のあるものは領収欄に押捺するものとする。ただし、事務機械による場合はこのかぎりでない。
3. 交換印は、1 銀行 1 様式とする。ただし、事務機械による場合にはこのかぎりでない。

第 27 条（交換印の届出）

加盟銀行は、規則第 25 条に規定する交換印の印鑑を交換印鑑届出書（様式第 15 号）により、あらかじめ交換所へ届出するものとする。

第 27 条の 2（銀行代理業者の場合の銀行名等の付記）

加盟銀行は、銀行代理業者の営業所等を交換参加店（第 25 条に定める「交換母店」および「不渡受入母店」においても同じ。）とした場合には、当該銀行名および「銀行代理業者」である旨を付記する。

第 28 条（持出銀行名および持出店名の表示）

1. 加盟銀行は、交換に付す手形（不渡手形を除く。）の表面に特定線引判等によって持出銀行名および持出店（交換参加店）名を表示するものとする。ただし、交換母店または不渡受入母店を持出店とする手形については、持出銀行名の表示のみで足りる。
2. 特定線引判等の大きさは長さ 50 mm、幅 10 mm以内とする。

第 29 条（主任交換方の届出）

1. 加盟銀行は、規則第 26 条に規定する交換方のうちから主任交換方を定め、その氏名および印鑑を主任交換方届（様式第 14 号）により、交換所に届出するものとする。その異動を生じたときも同様とする。

2. 主任交換方の人数は加盟銀行の任意とする。

第30条（交換室入室記章）

1. 交換所は、加盟銀行に対しその必要とする数の交換室入室記章（以下「入室記章」という。）を交付する。
2. 交換方は、交換室に入室するときは必ず入室記章を着用するものとする。
3. 入室記章を紛失したときは、遅滞なくその旨を交換所に届出て、その再交付をうけるものとする。この届出を怠った場合には、これに起因して生ずるいっさいの損害は当該銀行が負担するものとする。
4. 入室記章が脱退等により不要となったときは、これを交換所に返還するものとする。

第31条（交換関係帳票の保存）

規則第30条の規定により、保存すべき交換関係帳票および保存期間はつぎによるものとする。

- (1) 交換日から1か月間保存すべき帳票
 - A 規則第29条に規定する交換持出手形の記録
 - B 交換添表
 - C 交換高表
- (2) 前号以外の帳票は、交換日から7営業日を経過する日まで保存するものとする。

第2節 交換手続

第32条（交換所の開扉）

手形交換のための交換所の開扉は午前8時40分とする。

第33条（交換整理番号とその付記）

加盟銀行（客員を除く。）は、交換室における能率向上のため、交換所が交換参加順にもとづいて指定する番号（一般に忌む番号は欠番とすることがある。以下「交換整理番号」という。）を、つぎの交換関係帳票に付記するものとする。

- (1) 交換添表
- (2) 交換高表

第34条（債券および同利札の持出方法）

1. 公、社債券および同利札は、すべて交換持出債券・利札袋（様式第6号）（以下「袋」という。）に収め、封印する。
2. 公、社債券および同利札の裏面にはそれぞれ行店名印を押捺し、債券、利札の銘柄別に分類して、それぞれ別個の袋に収める。
3. 袋の表面には必要事項を記載し、裏面に交換印を押捺して、袋1個を1枚の手形として数える。

第35条（特定期間における配当金領収証の持出方法）

1. 加盟銀行は、特定期間（配当金領収証取扱最盛期間）中に、配当金領収証（以下「配当証」という。）を交換に付す場合には、配当証と他の持出手形と区分して結束し、配当証持出集計票（様式第5号）を添付して持出すものとする。
2. 前項の特定期間は、每期あらかじめ交換所から通知する。

第36条（零添表の配付）

配付する手形のない銀行に対しては、交換添表に零の表示をして配付するものとする。

第37条（空席への手形配付）

交換方の出席していない銀行に対して持出手形を配付した場合、そのために生じた損害は配付した銀行がこれを負担するものとする。

第38条（交換印の補正）

1. 交換印の不鮮明もしくは押捺漏れの受入手形を発見した場合、持帰銀行はただちに相手銀行に補正を求めるものとする。
2. 帰店後、発見したときは、原則として持帰銀行が持出銀行に赴き捺印を求めるものとする。ただし、両行協議のうえ適宜の方法をとることができる。

第39条（交換室で発見した混入手形の処理）

1. 交換開始後、交換室で混入手形または交換不適格手形を発見したときは、ただちにこれを持出銀行に返還し、その代り金として手形代り金支払通知書（様式第8号）を受取るものとする。
2. 前項の手形代り金支払通知書はつぎにより決済するものとする。
 - (1) 額面が1千万円未満の場合
受入銀行は、手形代り金支払通知書を翌営業日の交換に持出す。
 - (2) 額面が1千万円以上の場合
発行銀行は、当日正午までに必ず受入銀行の店頭において、日本銀行小切手をもって手形代り金支払通知書を買戻す。
3. 持出銀行は、返還された混入手形をただちに手形の宛先銀行に交付し、その代り金として手形代り金支払通知書を受取り、翌営業日の交換に持出すものとする。

第3節 交換戻決済

第39条の2（交換戻決済店の届出）

1. 加盟銀行は、規則第37条に規定する交換戻の決済を行なう日本銀行京都支店の当座勘定の取引店を交換戻決済店として、つぎの事項を交換所に届出するものとする。その変更を生じたときも同様とする。
 - (1) 金融機関名（統一金融機関番号）
 - (2) 店舗名（店舗コード）
 - (3) 参加日または変更日
2. 交換所は、前項の届出を受けたときは、これを日本銀行京都支店に通知するものとする。

第39条の3（資金担当連絡先の届出）

加盟銀行は、規則第37条に規定する交換戻の決済を行う日本銀行京都支店の当座勘定の資金に係る連絡先を資金担当連絡先として、交換所に届出するものとする。その変更を生じたときも同様とする。

第4節 手形の返還

第40条（不渡事由の記載方法）

規則第41条第1項に規定する不渡事由の記載はつぎによるものとする。

- (1) 不渡手形が小切手の場合
不渡事由を当該小切手に直接記載し、日付を表示して支払銀行の押切印を押捺する。ただし、「案内未着」、「形式不備」等再度の持出を予期できる不渡事由のときは次号に定めるところによる。
- (2) 不渡手形が手形の場合
不渡事由を付箋に記載し、日付を表示して支払銀行の押切印を押捺する。この場合の付箋は縦90mm、横33mmの規格とし、手形の表面左肩に貼付する。
- (3) 不渡事由はつぎの例示にしたがって記載するものとする。

(例示)

この手形（または小切手）は本日引当されましたが、資金不足（またはその他の事由）につき支払いたしかねます。

平成 年 月 日

銀行 支店 押印

第41条（不渡手形の返還の特例）

規則第41条第2項に規定する不渡手形はつぎにかかげるものとし、その店頭返還時限、返還方法はつぎによるものとする。

- (1) 返還時限が切迫して不渡手形の返還を受け、それにより生じた不渡手形
交換日の翌営業日の午後2時30分。ただし、当該返還を受けた不渡手形の持出店に対してのみ1回かぎりとする。
- (2) 混入として返還された不渡手形
混入として返還された日の午後3時。ただし、同日の正午までに、あらかじめ、実際の持出銀行へ通知しておかなければならない。
- (3) 配当金領収証および債券、利札の不渡手形
交換日の翌営業日正午。または同日の持出銀行宛の持出手形に組入れること。
- (4) 交換参加店の緊急事態発生時における不渡手形
 - A 交換参加店（交換母店を含む。以下同じ。）において、爆破、不法占拠、火災等により正常な営業を継続することができない緊急事態が発生して、当該店舗等の持帰手形の処理が不可能となった場合、交換所は、交換日ごとに当該加盟銀行の申請にもとづき、持帰手形の不渡返還時限を交換日の翌営業日の営業時限（午後3時）まで延長することができる。
 - B 上記Aにかかわらず、交換参加店における正常な営業への回復が長期化すると判断された場合、交換所は、当該加盟銀行の申請にもとづき持帰手形の不渡返還時限を交換日の翌営業日の上記営業時限を超える必要な時限まで延長することができる。
 - C 上記AまたはBの措置は、交換日の翌々営業日またはBで定めた時限以降も継続することができるものとし、この場合当該加盟銀行は毎営業日ごとに改めて交換所に申請するものとする。
 - D 上記A、BおよびCの措置の解除は、当該加盟銀行の交換所宛届出により行なうものとする。
 - E 交換所は、上記A、B、CおよびDの措置をとった場合には、すみやかに加盟銀行に通知するものとする。

第42条（店頭返還する不渡手形の返還場所）

規則第41条【不渡手形の返還】に規定する店舗は、交換母店（不渡受入母店を別に定めた場合には不渡受入母店を含む。以下この節において同じ。）または持出店とする。ただし、代理交換の場合には、受託銀行（受託社員銀行を含む。）の交換母店または持出店のほか、委託金融機関（委託社員銀行を含む。）の交換母店または持出店とする。

第43条（店頭返還する不渡手形の代り金）

1. 規則第41条【不渡手形の返還】に規定する不渡手形の代り金は、持帰銀行の選択によりつぎのいずれかによるものとする。ただし、持帰銀行が第1号による代り金または手形金額が1千万円未満の不渡手形について第2号による代り金を希望する場合には、持出銀行の同意を必要とする。
 - (1) 現金
 - (2) 日本銀行小切手
 - (3) 自己宛小切手
 - (4) 手形代り金支払通知書
2. 前項第4号に定める手形代り金支払通知書は、交換母店にかぎり発行できるものとし、発行店の押切印を押捺したものとする。

第44条（不渡手形の返還要領）

1. 不渡手形を返還する場合は、第57条【不渡届】第1項により不渡届を作成し当該手形に添付する。ただし、規則第52条【不渡届】第1項ただし書により不渡届を要しないものについては、手形の表面右肩に、所定の赤紙（交換所調製）を貼付するものとする。
2. 手形交換に組入れて返還する場合には、持出店において、交換印を押捺し持出手形の上部にまとめて母店へ回付し、母店は、各店よりの不渡手形を一見して他と判別できるように持出手形の最上部にのせて持出すものとする。
3. 受入銀行は、上記不渡手形を最初に点検して、混入防止に努めること。

第45条（依頼返却手形の特例）

1. 加盟銀行は、いったん交換に持出した手形について、別途支払済その他真にやむを得ない理由があるときは、持帰銀行と協議してつぎにより返却を依頼することができる。
 - (1) 持帰銀行は、持出銀行から返却を依頼された手形を返還する場合には、当該手形の返還に先立って持出店に連絡し、申出の事実を確認するものとする。
 - (2) 依頼返却手形の返還方法は、不渡手形についての規定に準ずる。この場合、依頼返却付箋（交換所調製）を使用し、支払銀行の押切印を押捺するほか、持出店との連絡にあたった役席者名を記載（または認印の押捺）するとともに持出店の連絡者名を記載するものとする。
2. 本条における連絡は、すべて役席者間で行なうものとする。

第46条（混入の旨の記載方法）

1. 規則第42条第1項に規定する混入の旨の記載は、付箋により行なうものとし、日付を表示して当該持帰銀行の押切印を押捺する。ただし、同一銀行宛に2枚以上の混入手形があるときは、これを結束し、最上部の手形に付箋を貼付することができる。この場合において、付箋にはその枚数を記載するものとする。
2. 混入手形に貼付する付箋は、縦90mm、横33mmの規格とし、手形の表面左肩に貼付する。

第47条（混入手形の代り金）

第43条【店頭返還する不渡手形の代り金】第1項の規定は、規則第42条第1項に規定する混入手形の代り金にこれに準用する。ただし、規則第42条第1項第3号に規定する混入手形の代り金に準用する場合は、第43条第1項中「持出銀行」とあるのは、「当該手形の宛先銀行」と、規則第42条第1項第4号に準用する場合には、「持出銀行または当該手形の宛先銀行」と読替える。

第48条（受託銀行変更等による混入手形の取扱い）

加盟銀行は、自行の委託金融機関（委託社員銀行含む。）が受託銀行（受託社員銀行を含む。）を変更した場合、または加盟銀行に変更した場合において、その旧委託金融機関が支払うべき手形を持帰ったときは、自行の交換母店または持帰店において、旧委託金融機関に当該手形を手交し、その代り金を受取るものとする。

第49条（交換持出停止の場合における不渡返還手形の取扱い）

規則第76条【交換方の遅刻】第2項の規定により交換持出停止になった場合、前日交換分の不渡手形は交換室において相手方銀行に返還し手形代り金支払通知書を受取ることができるものとする。

第5節 代理交換

第50条（受託銀行の立替金額）

規則第46条に規定する受託銀行の立替金額は、規則第44条第2項に規定する不足金および規則第45条に規定する不渡手形（交換持帰手形に組入れられた不渡手形を含む。）の代り金を、受託銀行が支払ったもの（手形代り金支払通知書によるものを含む。）とする。

第51条（代理交換委託金融機関の準用規定）

第18条、第20条から第25条まで、第27条および第40条から47条（第43条第1項第4号および第43条第2項を除く。）までの規定は、委託金融機関にこれを準用する。

第52条（代理交換委託金融機関の金融機関共同コードの印字）

第19条【金融機関共同コードの印字】の規定は、委託金融機関の調製する手形、小切手用紙にこれを準用する。この場合において、統一金融機関番号は受託銀行の統一金融機関番号とする。

第53条（代理交換委託金融機関の交換印）

1. 第26条【交換印の規格、様式等】の規定は、委託金融機関の交換印にこれを準用する。この場合においては、受託銀行名をあわせて表示するものとする。
2. 前項の交換印は、受託銀行の交換印を兼ねるものとする。

第54条（代理交換委託金融機関の持出店名の表示）

1. 第27条の2【銀行代理業者の場合の銀行名等の付記】および第28条【持出銀行名および持出店名の表示】の規定は、委託金融機関にこれを準用する。この場合においては、受託銀行名および持出銀行名をあわせて表示するものとする。
2. 前項の表示は、受託銀行の持出店名の表示を兼ねるものとする。

第6節 雑則

第55条（緊急措置の通知）

1. 交換所は、規則第48条の規定により必要な措置をとる場合には、ただちに参加銀行にその内容を通知するものとする。
2. 前項の緊急措置の通知は、別に定める「手形交換緊急連絡要領」により行なうものとする。
3. 規則第61条以下に規定する「手形交換一時停止時・脱退時緊急措置」、規則第73条以下に規定する「預金保険法に定める営業譲渡等に係る措置」等の緊急措置の通知についても、本条を準用する。

第55条の2（時間外連絡先の届出）

交換所から参加銀行に対して時間外に緊急の連絡を行なう場合に備えて、時間外連絡先（連絡担当役席者名、自宅および携帯電話の電話番号ならびに携帯電話のメールアドレス）を交換所に届出するものとする。
届出事項に変更が生じたときも同様とする。

第4章 取引停止処分

第56条（取引停止処分の対象）

1. つぎの手形が不渡となった場合には、当該手形の持出銀行および支払銀行は、規則第52条の規定により不渡届を提出しなければならない。
 - (1) 交換所における交換手形
 - (2) 委託金融機関（委託社員銀行を含む。次号において同じ。）と受託銀行（受託社員銀行を含む。次号において同じ。）との間における交換手形
 - (3) 受託銀行を同じくする委託金融機関間における交換手形
2. 同一銀行の交換参加店間における行内交換手形が不渡となった場合には、前項に準じて、不渡届を提出しなければならない。
3. 前2項以外の手形（次項にいう店頭呈示手形を除く。）で参加銀行を支払銀行とする手形が不渡となった場合には、当該手形の支払銀行は、規則第52条第1項の規定により不渡

届を提出しなければならない。

4. 所持人が参加銀行の店頭で支払呈示した手形が不渡となった場合には、当該手形の支払銀行は、規則第 52 条第 1 項の不渡届を提出することができる。
5. パーソナル・チェックにおいて当座取引上代理人である者が振出した小切手の不渡については、小切手面に代理関係の表示がない場合でも、その取引名義人を取引停止処分につすることとし、不渡届にはその取引名義人を振出人等として記載する。
6. 規則第 51 条第 2 項ただし書きに規定する債権保全のための貸出は、債権保全のために既存の貸出を継続する場合のほか、債権保全のために行なう新規の貸出とする。

第 57 条（不渡届）

1. 支払銀行は、不渡届（様式第 16 号、第 17 号）の甲、乙の両片を作成し、乙片を交換所へ提出し、甲片を不渡手形の返還の際に手形に添付して持出銀行へ送付する。
甲片の送付を受けた持出銀行は、その記載事項を確認して交換所へ提出する。
2. 第 56 条【取引停止処分の対象】第 3 項または第 4 項にかかる不渡届は、支払銀行において持出銀行欄空欄のまま、甲、乙の両片を作成し、その両片の標題の下部に「店内」と朱書したうえ、呈示日の翌々営業日午前 10 時まで交換所へ提出する。
3. 規則第 52 条【不渡届】第 2 項ただし書きにかかる不渡届には、支払銀行において甲、乙両片の標題の下部に「店頭返還」と朱書する。
4. 同一の振出人等に関して同一交換日にかかる不渡届が 2 枚以上提出された場合も、これを 1 回として計算する。

第 58 条（不渡事由等）

1. 規則第 52 条【不渡届】第 1 項に規定する不渡事由および不渡届の取扱いは、つぎによるものとする。
 - (1) 0^{ゼロ}号不渡事由
適法な呈示でないこと等を事由とするつぎにかかげる不渡事由であり、この場合、不渡届の提出は不要である。
 - A 手形法・小切手法等による事由
形式不備（振出日および受取人の記載のないものを除く。）、裏書不備、引受なし、呈示期間経過後（手形にかぎる。）、呈示期間経過後かつ支払委託の取消（小切手にかぎる。）、期日未到来、除権決定
 - B 破産法等による事由
 - a. 財産保全処分等
 - (a) 破産法（第 28 条第 1 項、第 91 条）による財産保全処分中
 - (b) 破産法による包括禁止命令（第 25 条）
 - (c) 会社更生法（第 28 条第 1 項、第 30 条、第 35 条）による財産保全処分中
 - (d) 会社更生法による包括的禁止命令（第 25 条）
 - (e) 民事再生法（第 30 条第 1 項、第 54 条、第 79 条）による財産保全処分中
 - (f) 民事再生法による包括的禁止命令（第 27 条）
 - (g) 会社法（第 540 条第 2 項、第 825 条第 1 項）による財産保全処分中
 - b. 手続開始決定等
 - (a) 破産手続開始決定（破産法第 100 条第 1 項）
 - (b) 会社更生手続開始決定（会社更生法第 47 条第 1 項）
 - (c) 民事再生手続開始決定（民事再生法第 85 条第 1 項）
 - (d) 清算手続による弁済禁止（会社法第 500 条第 1 項、同法第 661 条第 1 項、有限責任事業組合契約に関する法律第 47 条第 1 項）
 - (e) 会社特別清算開始（会社法第 537 条）
 - c. 命令等に基づく事由
支払禁止の仮処分決定（手形面の最終権利者が仮処分決定主文中における債務者または裁判所執行官の場合）
 - d. 外国倒産処理手続に対する援助の処分にかかる事由

外国倒産処理手続に対する援助の処分中（外国倒産承認援助法第26条）

C 案内未着等による事由

案内未着、依頼返却、該当店舗なし、レート相違・換算相違、振出人等の死亡、再交換禁止（交換所規則施行細則第23条本文）

D その他による事由

上記A、B、Cの各不渡事由に準ずる事由

(2) 第1号不渡事由

つぎの不渡事由であり、この場合、第1号不渡届の提出を必要とする。ただし、取引停止処分中の者にかかる不渡（取引なし）については不渡届の提出を要しない。

資金不足（手形が呈示されたときにおいて当座勘定取引はあるがその支払資金が不足する場合）

取引なし（手形が呈示されたときにおいて当座勘定取引のない場合）

(3) 第2号不渡事由

0号不渡事由および第1号不渡事由以外のすべての不渡事由であって例示するとつぎのとおりであり、この場合、第2号不渡届の提出を必要とする。

契約不履行、詐取、紛失、盗難、印鑑（署名鑑）相違、偽造、変造、取締役会承認等不存在、金額欄記載方法相違（金額欄にアラビア数字をチェック・ライター以外のもの
で記入した場合等）、約定用紙相違（銀行所定の用紙以外を使用した場合）

2. 不渡事由が重複する場合はつぎによる。

(1) 0号不渡事由と第1号不渡事由または第2号不渡事由とが重複する場合は、0号不渡事由が優先し、不渡届の提出を要しない。

(2) 第1号不渡事由と第2号不渡事由とが重複する場合は、第1号不渡事由が優先し、第1号不渡届による。ただし、第1号不渡事由と偽造または変造とが重複する場合は、第2号不渡届による。

第58条の2（不渡情報の適正な管理）

1. 規則第54条の2第2項の規定により、交換所が不渡情報を提供することができる場合はつぎのとおりである。

(1) 協会が運営する取引停止処分者照会センター（以下「照会センター」という。）に提供する場合

(2) 一般社団法人大阪銀行協会（以下「大阪協会」という。）が設置・運営する取引停止処分者照会センターに提供する場合

(3) 一般社団法人全国銀行協会が設置・運営する全国銀行個人信用情報センター（以下「個信センター」という。）に提供する場合

(4) 中小企業倒産防止共済法、法人税法等の法令等により取引停止処分（中小企業倒産防止共済法施行規則第10条の2第1項第2号に定める手続を含む。）の証明依頼があった場合

(5) 刑事訴訟法、民事訴訟法等の法令により不渡情報の照会があった場合

2. 規則第54条の2第4項の規定する安全管理に関する措置はつぎのとおりである。

(1) 不渡情報の保護と利用に関する自主ルール

(2) 京都手形交換所の参加銀行における安全管理措置等に関する指針

第58条の3（不渡情報の共同利用）

1. 規則第54条の3第1項の規定により、不渡情報を共同して利用する者はつぎのとおりである。

(1) 協会（照会センターを含む。）

(2) 大阪協会（取引停止処分者照会センターを含む。）

(3) 個信センター

2. 規則第54条の3第2項の規定する公表の方法は、共同利用者のホームページへの掲載、共同利用者の事務所の窓口等への掲示・備付け、パンフレットへの掲載・配布その他振出人等が容易に公表された内容を知り得る方法とする。

第59条（異議申立）

1. 規則第55条により異議申立をする場合には、異議申立書（様式第18号）を提出するものとする。
2. 異議申立提供金は協会名義の通知預金によるものとする。ただし、これによれない場合には、現金または自己宛小切手によることができる。
3. 交換所は、前項ただし書きにより異議申立提供金を受入れた場合には、当該提供金を会長銀行に預託する。
4. 交換所は、異議申立提供金を受入れたときは、異議申立提供金預り証（様式第19号）を交付する。

第60条（異議申立の特例）

1. 規則第55条第1項のただし書きの規定により異議申立提供金の提供の免除を請求（以下、「免除請求」という。）する場合には、不渡の事由が偽造または変造であることを証明するため異議申立書〔特例扱〕（様式第20号）に、つぎの資料を添付して交換日の翌々営業日の営業時限（午後3時）までに交換所に提出しなければならない。ただし、第1号の資料の提出期限は、交換日から起算して10営業日とする。
 - （1）告訴状写および同受理証明書（写）
ただし、警察署において告訴状の提出を要しないとされた場合は警察署への被害届写および同受理証明書（写）で足りる。
 - （2）振出人等の陳述書
 - （3）当座勘定取引証明書
 - （4）届出印鑑写
 - （5）偽造または変造手形の写
2. 前項の規定にかかわらず、振出人等と取引がなくかつ用紙交付先と相違する場合等真にやむを得ない理由により前項第1号および第2号の資料の提出ができない場合には、当該資料に代え告訴状写の提出不能理由書および支払銀行の陳述書の提出によることができるものとする。
3. 交換所は、不渡手形審査専門委員会の審議に必要とする場合には、前2項に規定する資料以外の証明資料の提出を求めることができる。
4. 免除請求後、新事実が判明する等の理由により免除請求の維持が困難とされた場合には、支払銀行は遅滞なく免除請求を取下げ、交換所所定の取下書の提出と同時に異議申立提供金を提供しなければならない。
5. 第1項第1号または第2項に規定する資料を提出できない場合には、支払銀行は交換日から起算して10営業日の営業時限（午後3時）までに交換所所定の取下書の提出と同時に異議申立提供金を提供しなければならない。
6. 不渡手形審査専門委員会の審議において異議申立提供金の免除請求が却下された場合、支払銀行は却下された日の翌々営業日の営業時限（午後3時）までに異議申立提供金を交換所に提出しなければならない。
7. 前3項の異議申立提供金が提供されない場合には、異議申立が当初から行なわれなかったものとみなし、交換所は、不渡報告または取引停止報告に当該不渡手形の交換日を基準にして追加掲載するものとする。

第61条（不渡事故解消届の提出）

異議申立が行なわれた不渡届について不渡事故が解消したときは、持出銀行は、不渡事故解消届（様式第21号）を交換所に提出するものとする。

第61条の2（支払義務確定届の提出）

異議申立にかかる不渡手形について振出人等に当該不渡手形金額全額の支払義務のあることが裁判により確定した場合には、持出銀行は、支払義務確定届（様式第21号の2）を交換所に提出することができる。

第61条の3（差押命令送達届の提出）

異議申立にかかる不渡手形について当該手形債権を請求債権として異議申立提供金のための預託金の返還請求権を差押債権とする差押命令（差押・転付命令を含む。）が支払銀行に送達された場合には、持出銀行は、差押命令送達届（様式第21号の3）を交換所に提出することができる。

第61条の4（持出銀行が存しない場合の不渡事故解消届等の提出）

前3条において、異議申立にかかる不渡手形が第56条【取引停止処分の対象】第3項または第4項に規定するものである場合には、各条に規定する各届の提出は、支払銀行が行なうものとする。

第62条（異議申立提供金の返還）

1. 異議申立をした参加銀行が異議申立提供金の返還を請求する場合には、異議申立提供金返還請求書兼受取書（様式第22号）を提出しなければならない。ただし、異議申立提供金を通知預金として差入れている場合には、利息およびその計算書を添付しなければならない。
2. 交換所は、異議申立提供金の返還の請求を受けたときは、通知預金として受入れていた場合を除き、当座小切手をもってこれを返還する。
3. 交換所が受入れた異議申立提供金には利息を付さないものとする。

第62条の2（支払義務のないことが裁判等により確定した場合の提出資料）

規則第56条第1項第6号により支払銀行が異議申立提供金の返還を請求する場合は、異議申立提供金返還請求書兼受取書（様式第22号）に次の資料を添付して交換所に提出するものとする。

- (1) 当該手形の支払義務のないことが裁判により確定したことを証する次のいずれかの資料
 - A 確定した手形訴訟判決の写し
 - B 当該手形について支払義務のないことについての確定した通常訴訟判決の写し
 - C 当該手形について支払義務のないことについての認諾調書の写し
 - D 当該手形について支払義務のないことについての和解調書の写し
 - E 当該手形について支払義務のないことについての調停調書の写し
- (2) 当該手形の写し

第63条（異議申立提供金の返還の特例）

規則第56条第4項の規定により異議申立提供金の返還を請求する場合には、手形の不渡が偽造、変造、詐取、紛失、盗難、取締役会承認等不存在その他これらに相当する事由によるものであることを証明するため異議申立提供金返還請求書〔特例扱〕（様式23号）に第60条【異議申立の特例】に規定する資料に準じた資料を添付しなければならない。

第63条の2（支払義務の確定後における取引停止処分等）

1. 規則第56条の2第1項に規定する請求（以下「処分審査請求」という。）は、第61条の2【支払義務確定届の提出】に規定する支払義務確定届または第61条の3【差押命令送達届の提出】に規定する差押命令送達届が交換所に受理され、かつ当該受理日（差押命令送達届が交換所に受理された日の後に異議申立にかかる不渡手形金額全額の支払義務が確定した場合には、当該確定の日。以下「受理日」という。）から起算して2か月後の応答日以後においても不渡手形の支払がなされていない場合にできるものとする。
2. 持出銀行は、処分審査請求をする場合には、不渡報告・取引停止処分審査請求書（様式第23号の2）につき資料を添付して交換所に提出するものとする。
 - (1) 支払義務の確定を証するつぎのいずれかの資料
 - A 確定した手形訴訟判決文の写し
 - B 手形債権にかかる確定した通常訴訟判決文の写し
 - C 手形債権にかかる認諾調書の写し
 - D 手形債権にかかる和解調書の写し
 - E 手形債権にかかる調停調書の写し
 - (2) 当該不渡手形の写し
 - (3) 不払に関する事情説明書
3. 処分審査請求は、受理日から起算して3か月後の応答日以後または当該不渡手形の異議申立日から起算して2年後の応答日以後はできないものとする。処分審査請求が認められている期間内であっても、同一の振出人等にかかる同一交換日の他の不渡手形についてすでに処分審査請求がなされ、その請求が理由あるものと認められている場合も、同様とする。
4. 交換所は、支払銀行および持出銀行に対して、不渡手形審査専門委員会での審議のために必要な資料の提出を求めることができる。
5. 同一の振出人等にかかる複数の不渡手形について処分審査請求が行なわれ、その請求が理由があるものと認められた場合には、不渡手形審査専門委員会の最終審査日が同一であっても、各々の不渡手形の交換日が異なるときは、第57条第4項の規定にかかわらず、不渡届の提出回数はその交換日ごとに1回として計算するものとする。

第63条の3（持出銀行が存しない場合の処分審査請求）

処分審査請求は、異議申立にかかる不渡手形が第56条【取引停止処分の対象】第3項または第4項に規定するものである場合には、支払銀行がこれを行なうものとする。

第63条の4（保険事故発生時における異議申立提供金の返還）

規則第56条の3の規定による異議申立提供金の返還手続きは次による。

(1) 異議申立提供金が通知預金で提供されている場合

交換所は、返還にあたり、当該通知預金の期限のいかんにかかわらず、かつ事前の相殺通知を省略して、当該異議申立提供金と当該通知預金とを対当額で相殺することができるものとする。

この場合、支払銀行はすみやかに異議申立提供金返還請求書兼受取書（様式22号）および通知預金の計算書を提出しなければならない。

(2) 異議申立提供金が現金または自己宛小切手で提供されている場合

交換所は、当座小切手をもってこれを返還する。この場合、支払銀行はすみやかに異議申立提供金返還請求書兼受取書を提出しなければならない。

第64条（不渡報告または取引停止処分の取消）

規則第57条第1項または第2項の規定により、交換所に不渡報告または取引停止処分の取消を請求する場合には、不渡報告または取引停止処分の取消請求書（様式第24号）に取扱錯誤を証する資料を添付しなければならない。

第65条（偽造、変造等の場合の不渡報告または取引停止処分の取消）

規則第58条第1項の規定により交換所に不渡報告または取引停止処分の取消を請求する場合には、不渡報告または取引停止処分が偽造、変造、詐取、紛失、盗難、取締役会承認等不存在その他これらに相当する事由の手形について行なわれたものであることを証明するため、不渡報告または取引停止処分の取消請求書（様式第25号）に第60条【異議申立の特例】に規定する資料に準じた資料を添付しなければならない。

第66条（取引停止処分等の解除）

規則第59条第1項の規定により交換所に取引停止処分等の解除を請求する場合には、解除を相当とする理由の存在を証明するため、取引停止処分等解除請求書（様式第26号）につき資料を添付しなければならない。

- (1) 請求銀行の理由書
- (2) 振出人等の陳述書
- (3) 預金残高証明書
- (4) 理由書記載の事実を証明する資料

第67条（不渡手形審査専門委員会）

不渡手形審査専門委員会の委員および運営については、理事会の決議をもってこれを定める。

第5章 手形交換一時停止時・脱退時緊急措置

第1節 手形交換一時停止時・脱退時緊急措置の認定

第68条（手形交換一時停止時緊急措置の認定等の通知）

交換所は、規則第61条第1項および第2項に規定する一時停止届が提出されたとき（規則第61条第1項後段の規定により一時停止届が提出されたものとして取扱うときを含む。）は、これをただちに参加銀行に通知するものとする。また、交換所は、同条第3項に規定する一時停止時緊急措置の認定をしたときは、これをただちに一時停止銀行に通知したうえで参加銀行に通知するものとする。

第69条（一時停止時緊急措置の認定に伴う措置の終了の通知）

1. 一時停止銀行は、規則第62条第1項および第2項に規定する再開届を提出するときは、交換所等の決済を再開する日の前営業日までに交換所に提出しなければならない。
2. 交換所は規則第62条第3項の規定により一時停止時緊急措置の認定に伴う措置を終了するときは、これをただちに参加銀行に通知するものとする。

第70条（手形交換脱退時緊急措置の認定等の通知）

交換所は、規則第63条第1項に規定する脱退時緊急措置の認定をしたときは、これをただちに脱退事由発生銀行に通知したうえで参加銀行に通知するものとする。

また、交換所は、同条第3項の規定により脱退時緊急措置の認定に伴う措置を終了するときは、これをただちに参加銀行に通知するものとする。

第2節 一時停止時・脱退時緊急措置時における手形交換の特例

第71条（一時停止時・脱退時緊急措置時の不渡事由の記載方法）

規則第64条第2項に規定する不渡事由は、つぎの例示によって記載するものとする。

1. 緊急措置認定銀行の付箋の記載例

この手形（または小切手）は本日呈示されましたが、当〇〇銀行は、業務休止（停止・交換所不足金の不払等）のため支払いいたしかねますので、京都手形交換所規則による緊急措置に従い返還いたします。

平成 年 月 日

銀行（押切印）

2. 交換所代行時の付箋の記載例

この手形（または小切手）は本日呈示されましたが、当〇〇銀行は、業務休止（停止・交換所不足金の不払等）のため支払いいたしかねますので、京都手形交換所規則による緊急措置に従い返還いたします。

平成 年 月 日

銀行

（事務代行）

一般社団法人京都銀行協会・京都手形交換所（印）

第72条（一時停止時緊急措置期間中の不渡手形の代り金の利息金の支払）

規則第66条第1項の規定により、緊急措置認定銀行が不渡手形の代り金の支払を業務停止日の翌営業日以後に行なった場合には、緊急措置認定銀行は、業務停止日から当該支払日の前日までの期間について不渡手形の代り金の利息金を支払わなければならない。

第73条（一時停止時緊急措置時等における異議申立の特例）

1. 交換所は、支払銀行が一時停止時緊急措置の認定を受けた場合において、第60条【異議申立の特例】第4項または第5項に規定する交換所所定の取下書の提出および同条第4項、第5項または第6項に規定する異議申立提供金の提供ができないときは、取下書の提出および異議申立提供金の提供を一時停止時緊急措置の認定に伴う措置の終了まで猶予するものとする。
2. 交換所は、前項により異議申立提供金の提供を猶予したときは、一時停止時緊急措置の認定に伴う措置の終了まで第60条【異議申立の特例】第7項に規定する不渡報告または取引停止報告への掲載を行なわないものとする。
3. 交換所は、支払銀行が脱退時緊急措置の認定を受けた場合において、第60条【異議申立の特例】第4項または第5項に規定する交換所所定の取下書を提出できないときはその提出を免除し、また、同条第4項、第5項または第6項に規定する異議申立提供金の提供は要しないものとする。
4. 交換所は、前項により異議申立提供金の提供を要しないものとしたときは、第60条【異議申立の特例】第7項に規定する不渡報告または取引停止報告への掲載を行なわないものとする。

第6章 預金保険法に定める営業譲渡等に係る措置

第74条（承継金融機関の届出等）

1. 規則第73条の規定により承継金融機関として交換所の事業に参加しようとするものは、金融機関の名称、代表者、所在地、譲渡日および譲渡金融機関の名称等を書面により交換所に届出するものとする。
2. 前項の場合において、承継金融機関が社員銀行（委託社員銀行を除く。）または準社員銀行に準じて手形交換の取扱いを行なう場合には日本銀行の当座勘定の貸借振替ができること、また、承継金融機関が代理交換委託金融機関に準じて手形交換の取扱いを委託して行なう場合には受託銀行の承諾があることを併せて届出するものとする。
3. 譲渡金融機関は、承継金融機関に営業譲渡等を行なったことを書面により交換所に届出するものとする。
4. 譲渡金融機関が前項の届を提出できないときは、交換所はその営業譲渡等にかかる公告等を確認することにより、当該届が提出されたものとして取扱う。

第75条（承継金融機関にかかる代理交換）

承継金融機関が代理交換委託金融機関で、譲渡金融機関が社員銀行（委託社員銀行を除く。）または準社員銀行の場合に、承継金融機関が譲渡金融機関にかかる交換証券について代理交換を委託するときは、受託銀行の承認を得るものとする。

第76条（承継金融機関の経費分担金）

1. 規則第73条第6項に規定する承継金融機関の経費分担金は、規則第18条【経費分担金の納付等】により譲渡金融機関について計算した金額とする。ただし、譲渡金融機関が社員銀行であった場合には、定款の定める経費分担金基準により計算した金額とする。
2. 新たに参加した年度において、譲渡金融機関が負担すべき経費分担金のうち未払（支払期限未到来のものを含む。）がある場合には、承継金融機関が当該金額を負担するものとし、当該金額を前項の経費分担金に加えるものとする。

第77条（経費分担金の納付時期）

1. 規則第73条第6項に規定する経費分担金は、第15条【経費分担金の納付時期等】に定める時期に納付するものとする。ただし、前条第2項に定める譲渡金融機関未払分については、譲渡金融機関が納付すべき時期に納付するものとし、納付期限が経過しているものはすみやかに支払うものとする。
2. 新たに参加した年度における経費分担金の納付は、参加した日から5月以内とすることができる。

第7章 罰 則

第78条（過怠金等免除理由）

規則第76条第3項に規定する真にやむを得ない理由は、つぎにかかげるものとする。

- (1) 店舗の火災、浸水等による被災
- (2) 鉄道、メールカー等の交通事故

- (3) その他加盟銀行の責めに帰せられない理由

第79条（取引停止処分者との取引の解約）

1. 交換所は、参加銀行が取引停止処分を受けた者と取引をしたことが判明したときは、ただちにその旨を当該銀行に通知するものとする。
2. 前項の通知を受けた参加銀行は、すみやかにその取引を解約し、当座勘定解約通知書（様式第27号）を交換所に提出するものとする。

第79条の2（査定委員会）

1. 査定委員会は、規則第54条の2または第54条の3第2項の規定に違反した参加銀行に対する処分の査定を行うものとする。
2. 査定委員会の構成および運営については、理事会の決議をもってこれを定める。

第79条の3（手形交換委員会）

1. 手形交換委員会は、規則第81条第1項に定めるこの細則その他規則の運営上必要な事項について審議する。
ただし、手形交換委員会において理事会に付議することが適当と認める場合には、理事会に付議するものとする。
2. 手形交換委員会の構成および運営については、理事会の決議をもってこれを定める。

第8章 雑 則

第80条（細則改正）

この細則の改正は、手形交換委員会の決議によるものとする。

ただし、手形交換委員会において理事会に付議することが適当と認める場合には、理事会に付議するものとする。

以 上